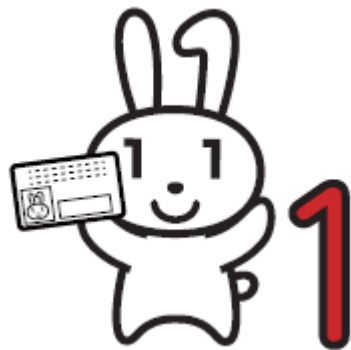


マイナンバーカード 出張申請サポート・代理受取事業 ～実施の流れとご協力をお願い～



香川県政策部自治振興課

1.事業概要

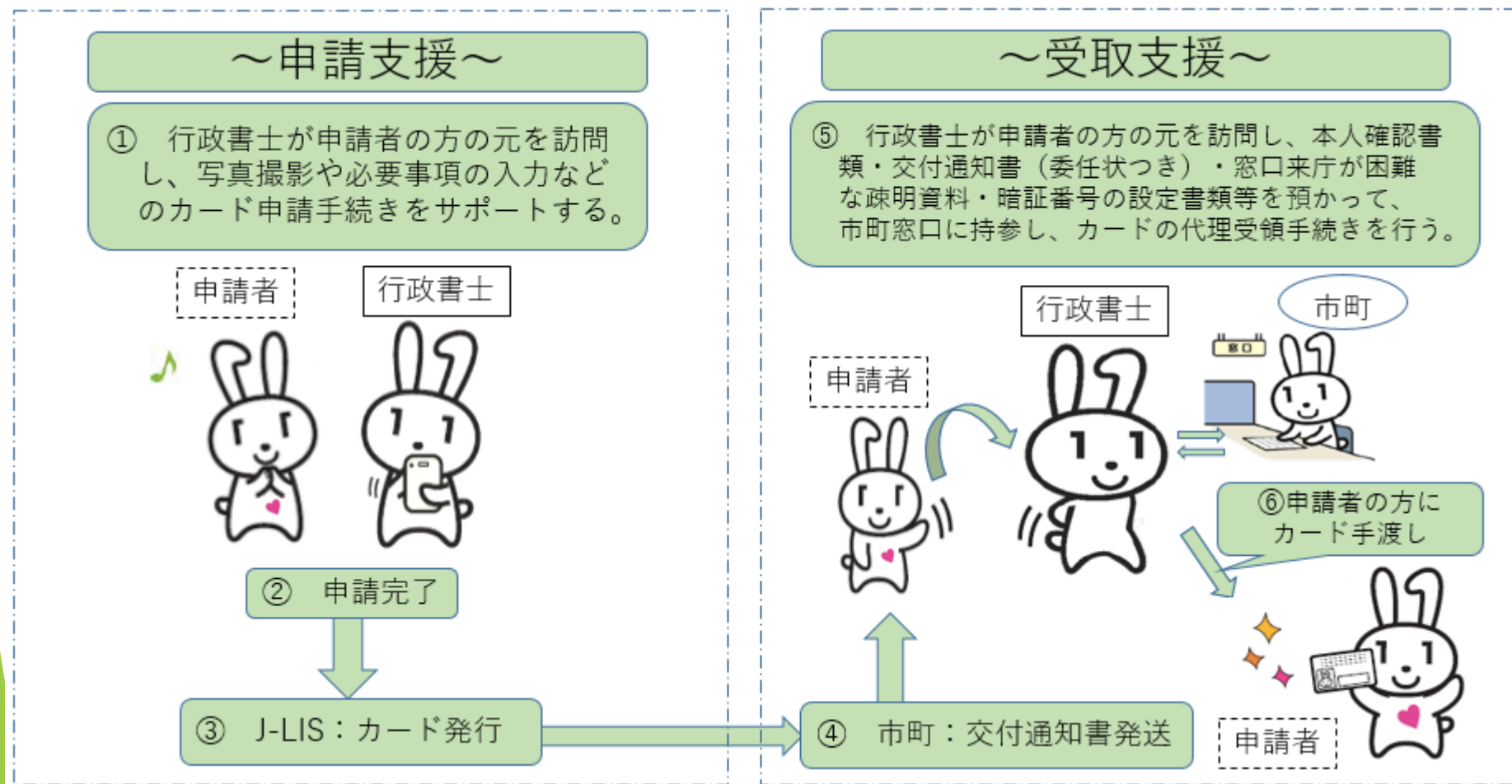
- ▶ だれが → 「香川県行政書士会」に属する指定の行政書士が
- ▶ どこで → 貴団体の施設等にお伺いして
- ▶ だれに → 主に施設等利用者でマイナンバーカード未取得者の方を対象に
- ▶ なにを → マイナンバーカードの申請や受取手続きをお手伝いします。
- ▶ いくら → 行政書士の出張費用は無料です。
- ▶ いつ → 出張日時等ご希望に応じて調整いたします。

次頁以降ではお手伝い内容
や対象の方の詳細をご説明
します。



2-①.事業詳細（お手伝い内容）

- ▶ お手伝いできる内容は、「申請支援」と「受取支援」の2通りあります。
- ▶ 「申請支援」のみ又は「受取支援」のみのご対応も可能です。



2ー②.事業詳細（対象）

- ▶ 「申請支援」は施設等利用者の方のみならず、従業員や職員の方も対象となります。
- ▶ 「受取支援」は、やむを得ない理由により、市町窓口で自身でマイナンバーカードをとりに行くことが難しい方のみが対象となります。やむを得ない理由のある方の具体例は次のとおりです。（※仕事が忙しいなどの理由は対象外です。）

～申請支援～

【対象】

どなたでも

- ※ 主に施設等利用者の方を対象に、御希望があれば、従業員・職員の方の申請もお手伝いします。
- ※ 申請自体は、専用の交付申請書とスマートフォンがあれば、10分程度で手続きが完了します。

～受取支援～

【対象】

次にあてはまる方のうち、市町窓口に行けない理由を証明する書類の用意ができる方が対象となります。

- 病気や身体の障がいがある方
- 75歳以上の高齢者の方
- 長期で病院に入院されている方
- 身体以外の障がいがある方
- 施設に入所されている方
- 要介護・要支援認定の方 等

※ 必要書類の詳細は、対象の方に直接ご案内します。

3. ご協力をお願いしたいこと

▶ 貴団体にお伺いするにあたって、事前にご協力いただきたいことは次のとおりです。

- ① 出張希望申出書のご提出
- ② 事前打ち合わせ
- ③ 参加者の方への事前周知
- ④ 参加者の方の顔写真証明
- ⑤ マイナ保険証の申込みについて

次頁からは項目別の詳細
をご説明します。



3 - ①.出張希望申出書のご提出について

- ▶ まずは、貴団体の施設等利用者の方や、職員・従業員の方の中に、マイナンバーカードの新規取得希望の方がどのくらいおられるか、事業内容の周知及び希望の取りまとめにご協力をお願いします。事業内容を利用者の方及びご家族に周知いただく際には、別紙1の「利用者の方あて周知資料.pdf」を適宜ご活用ください。
（※白黒印刷でご利用いただいて差し支えございません。）
- ▶ 希望人数が概ね5名以上おられた場合、別紙2の「出張希望申出書」の様式に必要な事項を記入いただき、希望者の方の一覧を作成ください。

出張希望申出書					申出日	年	月	日
団体名 代表者氏名								
所在地	〒 ー							
担当者	(フボナ) 氏名							
	連絡先	TEL :						
		FAX :						
		Eメールアドレス :						
出張 希望日時	第3希望まで、希望日と時間帯をもて回答ください。希望日は申出日の10日以上後の日付としてください。							
	第1希望	月	日 ()					
	第2希望	月	日 ()					
	第3希望	月	日 ()					
出張場所	会場名	☐ 上記団体名に同じ				会議室名		
	所在地	☐ 上記所在地に同じ						
申請サポート・ 代理受取希望人数	人 ※詳細は別添「マイナンバーカード申請サポート代理受取希望者一覧」のとおり							
備考								

(別添)

マイナンバーカード申請サポート・代理受取希望者一覧

No.	氏名	フリガナ	生年月日 (西暦)	住所 (※住居の実あるところ)	希望する支援			特記事項	
					申請サポート	代理受取	郵コード付き交付申請書が利用できない方(※1)	交付通知書が郵送可能郵便で送付できない方(※2)	特記事項
1	香川 太郎	カガワ タロウ	〇〇年〇月〇日	香川県〇〇市〇〇町〇番地〇	〇	〇	〇	〇	香川県〇〇市〇〇町〇番地〇
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

・行が足りない場合は、適宜追加してください。

※1 個人の個人情報は、「病院・高齢者施設・障害者施設等におけるマイナンバーカードの出席申請サポート・代理受取希望者」の実施のために必要となるため、県及び香川県行政委員会において利用するとともに、必要に応じて各市町マイナンバーカード交付事務局員等に提供を行います。また、上述個人情報の利用及び提供については、ご本人からの同意を得られているものとして取り扱わせていただきます。

※2 交付申請手続きは受付することも可能です。

(※1) 申請サポートの実施日までにQRコード付き交付申請書をご用意いただく必要があります。お手元にはない方は、市町窓口で再発行ができます。

(※2) 交付通知書は、原則、転送不要郵便で住所先に送付されます。ただし、住所前と入居（入用）している施設等の所在地が別で、住所前から施設等への郵便の転送サービスを利用している方は、長期入居（入用）等やむを得ない理由がある場合、その旨を住所地市町に申し出ることで、交付通知書を転送可能郵便で送達することが可能です。

やむを得ない場合は、住所地市町窓口に対して説明する必要があるため、下記のとおりを記入の欄への〇つけまたは特記をお願いします。

居住希望市町長 殿

上記で、交付通知書を転送可能郵便で送附したい旨を申し出る方については、住所のやむを得ない理由があることを証明します。

出居希望市町長代表者

(やむを得ない理由)

長期入居（長期施設等入所）

※1 やむを得ない理由として、長期入居（長期施設等入所）

3－①.出張希望申出書のご提出について

- ▶ 「出張希望申出書」に関しては次のことにご留意ください。
 - ① 準備等の都合上、出張希望日は申出日の10日以上後の日付としてください。
 - ② 支援場所は、顔写真の撮影のため、無地の壁のある明るい場所が望ましいです。
(※受取支援のみを希望される場合は、顔写真の撮影はありません。)
- ▶ 申出書はお手数ですが、郵送・FAX・Eメール等で次の2つの宛先のいずれにもお送りください。

①香川県行政書士会
〒761-0301 高松市林町2217番地15
香川産業頭脳化センター4階407号
TEL : 087-866-1121
FAX : 087-866-1018
Eメール : gyosei-gyomu@k-gyosei.net

②香川県政策部自治振興課 行政・公務員グループ
〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号)
TEL : 087-832-3093
FAX : 087-831-4358
Eメール : jichisin@pref.kagawa.lg.jp

3－②.事前打ち合わせについて

- ▶ 「3－①.出張希望申出書」の内容を確認させていただき、お伺いできる条件を満たされていた場合、後日、香川県行政書士会から、ご担当者様に、日程調整や出張日当日の流れなど、事前打ち合わせのご連絡をさせていただきます。
- ▶ 事前打ち合わせの日時や方法についても、ご希望がございましたら、予め「3－①.出張希望申出書」の備考欄でお知らせください。
- ▶ 「申請支援」と「受取支援」をいずれも希望される方がおられる場合、その方についてはまず「申請支援」をさせていただきます。「受取支援」には、「申請支援」の完了から1～2か月後に届く「マイナンバーカードの交付通知書」が必要であるため、交付通知書を含むその他受取支援に必要な書類が全て揃ったタイミングで、再度、出張依頼のご連絡をいただきますようお願いいたします。その際のご連絡は、電話等で差し支えございません。

3ー③.参加者の方への事前周知

- ▶ 参加者の方への事業に関する周知（実施日時・必要書類等）にご協力をお願いします。
- ▶ 「受取支援」に必要な書類の詳細案内は、行政書士が行います。

～申請支援～

【参加者に用意いただくもの】

- ① QRコード付きマイナンバーカード交付申請書
- ② 本人確認書類（※）（1点）
- ③ スマートフォンかPC（任意）

～受取支援～

【参加者に用意いただくもの】

- ① 市町窓口に出頭困難な疎明資料
- ② 交付通知書（委任状欄・暗証番号欄記入済）
- ③ 本人確認書類（※）（2又は3点）
- ④ 通知カード
- ⑤ 住民基本台帳カード（該当の場合のみ）

※本人確認書類は下記のA・Bから、申請支援は1点、受取支援は2点（※Aが1点もない場合はBが3点）必要です。

用意が難しい場合は、御相談をお願いします。

A	運転免許証、運転経歴証明書（交付が平成24年4月1日以降）、 住民基本台帳カード（写真あり）、障害者手帳、療育手帳、パスポート、在留カード（※いずれも有効期限内のもの）
B	健康保険証、介護保険証、医療受給者証、年金手帳（証書）、住民基本台帳カード（写真なし）、学生証、母子健康手帳、病院長若しくは施設長が交付申請者の顔写真を証明した書類 等（※いずれも有効期限内の原本で、「氏名・住所」又は「氏名・生年月日」が記載されているもの）

※交付申請書は、令和4年12月頃までの間に過去何度か住所地に郵送されています。

※交付通知書は、カードの申請手続き完了後、1～2か月後に住所地に郵送されます。

3－④.参加者の方の顔写真証明

- ▶ 「受取支援」を希望される方の中で、長期で病院に入院されている方や、施設に入所されている方は、「病院長又は施設長の方が対象の方の顔写真を証明した書類」を、「受取支援」の実施のため、参加者の方に用意いただく必要のある「市町窓口に出頭困難な疎明資料」や「本人確認書類（1点分）」として使用することができます。
- ▶ 「受取支援」を希望される方から、顔写真証明の依頼があった場合、証明手続きにご協力いただきますようお願いいたします。様式は参考に添付しております。

個人番号カード顔写真証明書				様式21-1
長 様		令和 年 月 日		
(申請者本人)				
氏名				申請者本人の 顔写真添付欄 タテ 4cm × ヨコ 3.5cm
住所				
生年月日	性別	男・女		
電話番号				
私は、上記個人番号カード交付申請者が、貼付した写真の者と同一人物であることを証明します。				
(施設長記載)				
施設名				
施設の住所				
氏名				
電話番号				

3－⑤.マイナ保険証の申込みについて

- ▶ 顔認証マイナンバーカードの「受取支援」を希望される方の中で、代理人によるマイナンバーカードの健康保険証利用の申込みを希望される場合、「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みに関する同意書、委任状」をご提出いただくことで、各市町窓口にて代理で利用申込手続きを行い、健康保険証利用が可能となっている状態の顔認証マイナンバーカードをお渡しできます。
- ▶ 代理人によるマイナンバーカードの健康保険証利用の申込みを希望される場合は、「3－②.事前打ち合わせについて」などの際に行政書士にご相談ください。
- ▶ 顔認証マイナンバーカードについては「（参考③）顔認証マイナンバーカードについて」をご覧ください。
- ▶ 通常のマイナンバーカード（暗証番号式）については、上記の対応を行うことが出来ません。この場合は、ご本人が医療機関等に赴いて顔認証付きカードリーダーを使用するか、マイナポータルを使用して申請をお願いいたします。

4.お問い合わせ

- ▶ ご不明な点につきましては、お気軽にお問い合わせください。

【出張に関すること】

香川県行政書士会

(〒761-0301 高松市林町2217番地15 香川産業頭脳化センター4階407号)

TEL : 087-866-1121 FAX : 087-866-1018

Eメール : gyosei-gyomu@k-gyosei.net

【事業全般に関すること】

香川県政策部自治振興課 行政・公務員グループ

(〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号)

TEL : 087-832-3093 FAX : 087-831-4358

Eメール : jichisin@pref.kagawa.lg.jp



(参考①) マイナンバーカードの健康保険証 利用について

- ▶ 令和6年12月2日に現行の健康保険証の新規発行が廃止されました。
- ▶ マイナンバーカードをお持ちでない方については、令和8年12月1日まで（先に健康保険証の有効期間満了日に到達する場合はその日）は現行の健康保険証をご利用いただけます。また、マイナンバーカードをお持ちでない方、またはカードをお持ちでも健康保険証としての利用登録をされていない方については、ご加入の医療保険の保険者から無償交付される「資格確認書」を、医療機関・薬局の窓口で提示することで、引き続き一定の窓口負担で医療を受けることができます。
- ▶ ただし、マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーカードを健康保険証として利用するメリットを享受できないこととなるため、県として取得支援に取り組んでいます。

(メリットの例)

- ご本人の同意のもと、過去の薬剤情報・特定健診情報・診療情報を、医療機関・薬局に共有ができるため、ご本人の情報を医師等に正確に伝えられる。
- 限度額適用認定証の申請・交付手続きをしなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が確実に免除される。

(参考②) マイナンバーカードの管理について

- ▶ マイナンバーカードは様々な場面で利用できる本人確認書類であるため、大切なものとして管理する必要があるところ、施設等に入所されている方のマイナンバーカードの管理等については、ご本人の状況やご希望等に応じて、ご家族や施設で管理いただくことも想定されます。

(1) マイナンバーカードをご本人やご家族が管理する場合

施設に入所されている方がご本人の居室等において、備えつきのロッカー等を利用し、紛失に注意をいただいた上で保管する、または、ご本人の同意を得てご家族の方に管理いただくといった対応が考えられます。

(2) マイナンバーカードを施設で管理いただく場合

ご本人での管理が基本ですが、入所契約や預かり証等の合意に基づき、施設側で入所されている方のマイナンバーカードを管理いただくことも可能です。管理の際には、例えば、紛失防止のため鍵付きのロッカー等に保管することや、出し入れした日時など管理の記録をつけること、職員の方のうち、マイナンバーカードの管理を行う方の範囲を定めておくこと等などの対応が考えられます。

なお、マイナンバーカードの暗証番号については、本人または法定代理人外の方が管理することは適当ではありません。次ページで紹介しますが、暗証番号の管理がご不安な方は暗証番号の設定をしなくてもよい「顔認証マイナンバーカード」の交付を受けるという選択肢もございます。

- ※ マイナンバーは仮に他人に知られたとしても、情報の引き出しなど、直ちに悪用することはできません。また、マイナンバーカードのICチップ自体には、税や医療情報などプライバシー性の高い情報は書き込まれておりません。

(参考③) 顔認証マイナンバーカードについて

- ▶ マイナンバーカードの暗証番号の設定や管理に不安がある方の負担軽減のため、暗証番号の設定を不要とする「顔認証マイナンバーカード」の交付が、令和5年12月15日から始まりました。
- ▶ 交付申請後、市町から送付される交付通知書の暗証番号設定依頼欄にて、「暗証番号を設定しない」旨の希望を示していただくことで、どなたでも「顔認証マイナンバーカード」の交付を受けることができます。
- ▶ 通常のマイナンバーカードと比べて、一部利用できるサービスが異なりますが、健康保険証や本人確認書類としての利用は可能です。

顔認証マイナンバーカードで利用できる／できないサービス

○利用できるサービス

- ・ 健康保険証としての利用。顔認証又は目視により確実な本人確認を行った上で、オンライン資格確認のほか、本人の同意により特定健診等の情報や診療/薬剤情報の閲覧が可能(※)。

※公的個人認証法上、利用者証明用電子証明書の利用時に顔認証又は目視により本人確認を行うためには主務大臣の認可が必要。現在、この認可を受けている者はオンライン資格確認を実施している社会保険診療報酬支払基金のみ。

- ・ 券面の顔写真や記載事項(4情報等)を用いた本人確認書類としての利用。

×利用できないサービス

- ・ マイナポータル、各種証明書のコンビニ交付、その他のオンライン手続など、暗証番号の入力が必要なサービスは利用できない。